

令和 2 年 4 月 9 日

行田市内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

行田市健康福祉部高齢者福祉課長

新型コロナウイルスの影響によるサービス担当者会議、
モニタリング実施の臨時的な取扱いについて（第 2 報）

日頃から本市の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和 2 年 3 月 2 日付け行高第 2611 号においてお示していたところですが、今般、政府対策本部により、5 月 6 日（水）まで埼玉県を含む 1 都 1 府 5 県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく、緊急事態宣言が発令されました。

このことを踏まえ、運営基準において義務付けられているモニタリング、サービス担当者会議について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。なお、サービス担当者会議の取扱いは前回と変更はありません。

記

1 モニタリング

感染拡大防止の観点から、「特段の事情」に該当するものとし、利用者の状況を把握する手段として電話等による代替手段を活用し、その経過や内容を記録して行うことを原則とします。この場合は、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録し、適切に保存する必要があります。

なお、通常どおり、利用者の居宅を訪問する必要がある場合は、手洗い、マスク着用等感染防止を徹底のうえ、柔軟に対応してください。

2 サービス担当者会議

通常どおり、担当者を招集して会議を開催する場合は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

ただし、感染拡大防止の観点から、利用者、担当者又は居宅介護支援事業者が必要と認めた場合には、「やむを得ない理由」に該当するものとし、電話等による代替手段での照会により、意見を求めることができるものとします。

なお、この場合は、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録し、適切に保存する必要があります。

3 留意事項

①本取扱い期間については、当面の間とします。

※変更する場合は、あらためてお知らせします。

②本取扱いについては、一律に「訪問する必要はない」「会議を開催する必要はない」等とお示しするものではありません。利用者と介護保険事業者の安全を守りながら、利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する柔軟な対応をお願いします。

③新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、それに伴い上記については、今後国の通知等により変わる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

④今回の取扱いについては、国発出「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（事務連絡 令和2年2月17日）」6ページ（10）②利用者の居宅を訪問できない場合、及び、介護保険最新情報 Vol. 770、Vol. 773を準用しているものです。

【担当】

行田市高齢者福祉課介護保険担当

電 話 048-556-1111（内線 277）

F A X 048-564-1315

E m a i l kourei@city.gyoda.lg.jp